

## 国際卓越研究大学に係る認定意向表明書（記入要領）

### 共通事項

- ・ 「国際卓越研究大学に係る認定意向表明書」については、本記入要領に基づいて、様式に記入し作成すること。
- ・ 記入の際は、公募要領に加えて、以下の法令等における認定に関する記載を十分に確認すること。
  - ✓ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号。以下「法」という。）
  - ✓ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第37号。以下「規則」という。）
  - ✓ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（令和4年11月15日文部科学大臣決定）
  - ✓ 国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針（令和4年11月15日文部科学大臣認可）
- ・ 過去の数値を記入するに当たり、審査に影響し得る規模の組織変更等を実施していた場合は、その旨を特記事項に記載すること。
- ・ 申請に当たり、審査に影響し得る規模の組織変更等を予定している場合は、その旨を特記事項に記載するとともに、原則、認定対象としての大学の情報を基に、過去の数値を記入すること。また、参考情報として、組織変更等を実施しない場合の過去の数値を記載した書類など、補足説明資料を提出すること。
- ・ 日本語版と英語版は別ファイルで作成することとし、ファイル名は「02-1【〇〇大学】意向表明書（日）」「02-2【〇〇大学】意向表明書（英）」とすること。
- ・ 文字の大きさは10.5ポイント以上を原則とすること。
- ・ 様式に収まらない場合は枠を広げてよいが、「3. 国際卓越研究大学の認定に関する基準」については、各項目、2ページ以内に収めること。
- ・ 様式の余白は変更しないこと。（上・下・左25mm、右20mmとする。）
- ・ 見やすい資料作成を心がけること。

### 1. 申請者の基礎情報

- ・ 「①申請者（法人名）」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学（以下「申請大学」という。）の設置者の名称を記入すること。
- ・ 「②主たる事務所の所在地」には、申請大学の設置者の主たる事務所の所在地を記入すること。
- ・ 「③大学の名称」には、申請大学の名称を記入すること。
- ・ 「④大学の所在地」には、申請大学の所在地を記入すること。
- ・ 「⑤法人代表者」には、申請大学の設置者を代表し、その業務を総理する者の氏名を記入すること。
- ・ ⑥～⑨には、令和4年度学校基本調査の回答と同じ数値を記入すること。「⑥学生数」の括弧内には、外国人学生の人数を内数で記入すること。昼間・夜間の合計人数とすること。
- ・ 申請に当たり、複数の大学が関わる組織変更等を予定している場合は、必要に応じて、関係する

全ての大学の情報を記載すること。

## 2. 世界最高水準の研究大学の実現に向けた「変革」への意思（ビジョン）とコミットメントの提示

- ・ 諸外国のトップレベルの研究大学に伍していこうとする強い意志に基づき、特色・特徴が際立つ大学像を描くこと。
- ・ 様式に収まらない場合は枠を広げてよいが、1 ページ以内に収めること。

## 3. 国際卓越研究大学の認定に関する基準

### (1) 国際的に卓越した研究の実績

- ・ 法第4条第3項第1号及び規則第2条第1項に基づく認定基準に関する情報を記入すること。
- ・ 「論文」は、Clarivate Web of Science/InCites 又は Elsevier Scopus/SciVal のデータベースに基づき、その著者が当該論文の公表時において申請大学に属する研究者であり、かつ、5年間（平成30年～令和4年又は平成29年～令和3年）に公表された Article、Review、Conference Paper (Proceedings Paper)、Book、Book Chapter を対象としたものとする。どちらのデータベースを用いたかを「④論文数の出典」に記入すること。
- ・ 「①論文数」には、論文を全数整数カウントしたものを記入すること。
- ・ 「②Top10%論文数」には、論文の被引用数（当該論文が他の論文により引用された数）が、当該論文が出版又は公開された年に当該論文の研究分野において出版または公開された論文のうちで上位10%の範囲に属するものを整数カウントして記入すること。なお、5年間の期間は①と同じにすること。
- ・ 「③Top10%論文割合」には、②の5年計の値を①の5年計の値で割ったパーセント値を、小数第二位を四捨五入し小数第一位まで記入すること。
- ・ 「⑤本務教員数」には、令和3年度又は令和4年度（「②Top10%論文数」に記入した最終年）の学校基本調査における本務者である教員数を、当該年度を明らかにして記入すること。
- ・ 「⑥本務教員一人当たりのTop10%論文数」には、②の5年計の値を⑤の値で割った数値を、小数第三位を四捨五入し小数第二位まで記入すること。
- ・ 「⑦研究者数」には、OECD「フラスカティ・マニュアル2015」に基づく研究者数について専従換算(FTE: Full-Time Equivalents)した人数を、小数第二位を四捨五入し小数第一位まで記入すること。また、その具体的な算出方法や時点を「⑨研究者の定義」に記入すること。原則として、2022年科学技術研究調査の定義に倣い、「本務者／教員」「本務者／大学院博士課程の在籍者数」「本務者／医局員」「本務者／その他の研究員」「兼務者」を合わせた人数とすること。
- ・ 「⑧研究者一人当たりのTop10%論文数」には、②の5年計の値を⑦の値で割った数値を、小数第三位を四捨五入し小数第二位まで記入すること。
- ・ 「⑩目標」には、具体的かつ検証可能であり、実態に即して達成可能な目標を期限とともに記入すること。
- ・ その他、特別に記載すべき事項がある場合は、「⑪その他特記事項」に記入すること。

### (2) 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績

- ・ 法第4条第3項第2号及び規則第2条第2項に基づく認定基準に関する情報を記入すること。

- ・ 「①民間企業等からの研究資金等受入額」には、財務諸表の附属明細書や資金収支計算書における民間企業等からの受託研究・共同研究・受託事業等の受入額を円単位で記入すること。具体的には以下の値を合算すること。

#### <国公立大学>

附属明細書「受託研究の明細」「共同研究の明細」「受託事業等の明細」の株式会社等及びその他の区分の当期受入額合計

#### <私立大学>

資金収支計算書の「受託事業収入（国・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人からの受入を除く。）」

※上記の定義はすべて当該年度に発生した外部取引による収入等とすること。

※上記の定義の勘定科目等が財務諸表・計算書類上明示されない場合は、注記等適切な方法で開示いただくことを想定している。

### 【一法人で複数の大学を有する場合の取扱い】

#### <国公立大学>

附属明細書で当該大学分の受入額が明示される場合はその額とし、明示されていない場合は注記等適切な方法で開示いただくことを想定している。なお、いわゆる法人本部等の法人共通の受入額は、一定のルールに基づき当該大学分を算定し、注記等適切な方法で開示いただくことを想定している。上記により難しい場合は個別に相談すること。

#### <私立大学>

上記国公立大学の考え方と同様に当該大学分の収入により算定することが基本となるが、具体的な方法については個別に相談すること。

### 【統合を予定している大学の場合の取扱い】

今後、統合を予定している大学は、原則として統合予定の各大学の金額を足し合わせて算定すること（統合予定大学間の取引がある場合は、適切に調整を行うこと）。また、統合予定の各大学の金額を記載した書類を作成し、補足説明資料として提出すること。

なお、上記により難しい場合やその他大規模な組織変更を予定している場合は個別に相談すること。

- ・ 「②本務教員数」には、令和3年度（「①民間企業等からの研究資金等受入額」に記入した最終年度）の学校基本調査における本務者である教員数を記入すること。
- ・ 「③本務教員一人当たりの民間企業等からの研究資金等受入額」には、①の5年平均の値を②の値で割った数値を、小数第一位を四捨五入し整数値で記入すること。
- ・ 「④研究者数」には、OECD「フラスカティ・マニュアル2015」に基づく研究者数について専従換算(FTE: Full-Time Equivalent)した人数を、小数第二位を四捨五入し小数第一位まで記入すること。また、その具体的な算出方法や時点を「⑥研究者の定義」に記入すること。3.(1)⑨と同じ場合は「3.(1)⑨と同じ。」と記入すること。
- ・ 「⑤研究者一人当たりの民間企業等からの研究資金等受入額」には、①の5年平均の値を④の値

で割った数値を、小数第一位を四捨五入し整数値で記入すること。

- ・ 「⑦目標」には、経済社会に変化をもたらす研究成果の活用に関して、具体的かつ検証可能であり、実態に即して達成可能な目標を期限とともに記入すること。
- ・ その他、特別に記載すべき事項がある場合は、「⑧その他特記事項」に記入すること。

### (3) 教員組織及び研究環境等の研究の体制

- ・ 法第4条第3項第3号及び規則第2条第3項に基づく認定基準に関する情報を記入すること。
- ・ 「①現状」には、多様な分野の学術研究ネットワークの牽引の状況、国際研究協力に係る体制、若手研究者・女性研究者・外国人研究者の登用・活躍に係る体制（特に外国人研究者の割合が将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれること）、事務職員や研究マネジメント人材、専門職人材の配置、研究施設及び研究設備、研究インテグリティの確保体制等について、国際競争力の強化の観点から適切に整備されていることを示すこと。
- ・ 「②目標」には、教員組織及び研究環境等の研究の体制に関して、具体的かつ検証可能であり、実態に即して達成可能な目標を期限とともに記入すること。

### (4) 民間事業者との連携協力体制等の研究成果の活用の体制

- ・ 法第4条第3項第4号及び規則第2条第4項に基づく認定基準に関する情報を記入すること。
- ・ 「①現状」には、全学的な産学連携の体制、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月イノベーション促進産学官対話会議）」等を踏まえた体制（目利き人材や橋渡し人材、知財管理人材などの支援チームの構築、投資機関や研究成果活用事業者とのチームアップ等）、スタートアップの支援体制、実践的な起業家教育プログラム等が適切に整備されていることを示すこと。
- ・ 「②目標」には、民間事業者との連携協力体制等の研究成果の活用の体制に関して、具体的かつ検証可能であり、実態に即して達成可能な目標を期限とともに記入すること。

### (5) 効果的な資源の確保及び配分等の行える運営体制

- ・ 法第4条第3項第5号及び規則第2条第5項に基づく認定基準に関する情報を記入すること。
- ・ 「①現状」には、以下の基準を満たしているか否かをわかりやすく示すこと。
  - ✓ 法人の長の選任・解任、大学の運営に関する重要事項を決定する権限を有する合議制の機関を有し、大学の教育研究活動、国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計その他の大学の運営に関連する事項に関し、適切な能力を有する人材がその構成員となっていること。
  - ✓ 監事の少なくとも一人は常勤となっており、独立した専門の監査部門を有しているなど、当該大学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制となっていること。
- ・ 「②認定までに整備する体制」には、①で基準を満たしていない場合に、認定までに整備する体制をそのプロセスとともに示すこと。整備する上で法令改正等の外的な諸条件がある場合には具体的にわかりやすく記入すること。なお、①で既に基準を満たしている場合には「－」を記入すること。
- ・ 「③目標」には、効果的な資源の確保及び配分等の行える運営体制に関して、具体的かつ検証可能であり、実態に即して達成可能な目標を期限とともに記入すること。

#### (6) 研究に関する業務と管理運営に関する業務の適切な役割分担等の業務執行体制

- ・ 法第4条第3項第6号及び規則第2条第6項に基づく認定基準に関する情報を記入すること。
- ・ 「①現状」には、以下の基準を満たしているか否かをわかりやすく示すこと。
  - ✓ 法人の代表者、教学担当役員（プロボスト）、事業財務担当役員（CFO）が適切に配置され、効果的・効率的に役割が果たせるような体制が構築されているなど、権限と責任の分担を的確に行う業務執行体制が整えられていること。
- ・ 「②認定までに整備する体制」には、例えば3.(5)②において認定までに整備する体制に伴い本項目の業務執行体制にも変更が予定されているなど、認定までに現状の体制から変更が予定されている場合には、認定までに整備する体制をそのプロセスとともにわかりやすく示すこと。なお、①に記入した現状の体制から変更予定のない場合には「－」を記入すること。
- ・ 「③目標」には、研究に関する業務と管理運営に関する業務の適切な役割分担等の業務執行体制に関して、具体的かつ検証可能であり、実態に即して達成可能な目標を期限とともに記入すること。

#### (7) 国際的に卓越した研究等を持続的に発展させるために必要な財政基盤

- ・ 法第4条第3項第7号及び規則第2条第7項に基づく認定基準に関する情報を記入すること。
- ・ 「①大学の収入全体」には、以下の表の「大学の収入全体」の値を合算したものを円単位で記入すること。
- ・ 「②基盤的経費や授業料・検定料等を除いた額」には、国又は地方公共団体が支出する運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や学生からの授業料や検定料等を除いた額（キャッシュ・フロー計算書や資金収支計算書等の勘定科目から財政基盤強化に直接寄与するものとして算出）を記入すること。具体的には、以下の表の「基盤的経費や授業料・検定料等を除いた額」の値を合算したものを円単位で記入すること。

<国公立大学<sup>1</sup>>

勘定科目等	基盤的経費や 授業料・検定料 等を除いた額	大学の 収入全体
運営費交付金収入	含めない	含める
授業料収入	含めない	含める
入学金収入	含めない	含める
検定料収入	含めない	含める
附属病院収入	含めない	含めない
受託研究収入	含める	含める
共同研究収入	含める	含める
受託事業等収入	含める	含める
補助金等収入	含める	含める
寄附金収入	含める	含める
その他の業務収入 (経営努力に基づくとは言い難いもの(以下【「経営努力に 基づくとは言い難いもの」の考え方】参照)を除く。)	含める	含める
有価証券の売却による収入	含めない	含めない
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	含めない	含めない
施設費による収入	含めない	含める
利息及び配当金の受取額	含める	含める
短期借入れによる収入	含めない	含めない
国立大学法人等債の発行による収入	含めない	含めない
金銭出資の受入による収入	含めない	含めない
民間出えん金の受入による収入 (寄附金に類する収入のみ)	含める	含める
民間出えん金の受入による収入 (寄附金に類する収入を除く)	含めない	含めない
※損益計算書 有価証券売却益 + 寄附金を原資とした有価証券の売却益等で損益計算書の 「有価証券売却益」に含まれていないもの	含める	含める
※附属明細書 「寄附金の受入額の明細」の現物寄附の当期受入額 (科学研究費助成事業等の資金が財源の現物寄附を除く。)	含める	含める

<sup>1</sup> 国公立大学については原則として個別財務諸表に基づく。

<私立大学>

勘定科目等	基盤的経費や 授業料・検定料 等を除いた額	大学の 収入全体
学生生徒等納付金収入（すべて）	含めない	含める
手数料収入（入学検定料収入、試験料収入）	含めない	含める
手数料収入（証明手数料収入）	含める	含める
手数料収入（その他）	含める	含める
寄付金収入（すべて） ＋事業活動収支計算書の「教育活動収入の寄付金の現物寄付 （科学研究費助成事業等の資金が財源の現物寄付を除く。）」 ＋事業活動収支計算書の「特別収入の現物寄付（科学研究費 助成事業等の資金が財源の現物寄付を除く。）」	含める	含める
補助金収入（私立大学等経常費補助金）	含めない	含める
補助金収入（私立大学等経常費補助金を除くすべて）	含める	含める
資産売却収入	含めない	含めない
付随事業・収益事業収入 （医療収入が含まれている場合は除く。また、経営努力に 基づくとは言い難いもの（以下【「経営努力に基づくとは 言い難いもの」の考え方】参照）を除く。）	含める	含める
付随事業・収益事業収入（医療収入）	含めない	含めない
受取利息・配当金収入（すべて）	含める	含める
雑収入（経営努力に基づくとは言い難いもの（以下【「経営努力 に基づくとは言い難いもの」の考え方】参照）を除く。）	含める	含める
借入金等収入（すべて）	含めない	含めない
前受金収入（すべて）	含めない	含めない
その他の収入（すべて）	含めない	含めない
※事業活動収支計算書 特別収支の資産売却差額のうち、有価証券売却差額	含める	含める

※上記の定義はすべて当該年度に発生した外部取引による収入等とすること。

※上記の定義の勘定科目等が財務諸表・計算書類上明示されない場合は、注記等適切な方法で開示  
いただくことを想定している。

【「経営努力に基づくとは言い難いもの」の考え方】

例えば、以下に該当するものは、経営努力に基づくとは言い難いものと考えられる。

- 精算や返戻等の性質を有する収入
- ✓ すでに支払ったものに対する返還による収入

例：過年度の返還金収入（概算払いした税金の過払金の返還など）、差入敷金戻入

- ✓ 単に大学が立て替えて支払ったもの、若しくは大学が受け取ってそのまま支払うものに対する収入  
例：退職金財団交付金収入、光熱水料等負担金収入（業者等の学外入居者が負担する光熱水料等を電気事業者等へ大学がまとめて支払う場合において、当該光熱水料等相当分を学外入居者から徴収した際の収入など）、共済会費収入（学生からの共済掛金など）
- ✓ 大学の内部取引による収入
- 保険金、弁償金、違約金による収入  
例：損害賠償保険金収入、学生賠償保険金収入、団体生命保険金収入、弁償金収入、違約金収入
- その他  
例：拾得金収入

#### 【一法人で複数の大学を有する場合の取扱い】

##### ＜国公立大学＞

財務諸表等で当該大学分の額が明示される場合はその額とし、明示されていない場合は注記等適切な方法で開示いただくことを想定している。なお、いわゆる法人本部等の法人共通の受入額は、一定のルールに基づき当該大学分を算定し、注記等適切な方法で開示いただくことを想定している。上記により難しい場合は個別に相談すること。

##### ＜私立大学＞

上記国公立大学の考え方と同様に当該大学分の収入により算定することが基本となるが、具体的な方法については個別に相談すること。

#### 【統合を予定している大学の場合の取扱い】

今後、統合を予定している大学は、原則として統合予定の各大学の金額を足し合わせて算定すること（統合予定大学間の取引がある場合は、適切に調整を行うこと）。また、統合予定の各大学の金額を記載した書類を作成し、補足説明資料として提出すること。

なお、上記により難しい場合やその他大規模な組織変更を予定している場合は個別に相談すること。

- ・ 「③②の大学収入全体に占める割合」には、各年度の②の値を①の値で割った数値（％）を、小数第二位を四捨五入し小数第一位まで記入すること。また、「5年平均」は②の5年計の値を①の5年計の値で割って算出すること。
- ・ 「④目標」には、国際的に卓越した研究等を持続的に発展させるために必要な財政基盤に関して、具体的かつ検証可能であり、実態に即して達成可能な目標を期限とともに記入すること
- ・ その他、特別に記載すべき事項がある場合は、「⑤その他特記事項」に記入すること。